

○財務省告示第七十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十一年四月二十日に発行した割引短期国債  
の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十一年五月十二日

財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記号 国庫短期証券（第十八回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十六  
条第一項  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適用等  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下  
「国債市場特別参加者・第I非  
価格競争入札発行」という。）

四 発行方法  
価格競争入札発行  
（以下「価格競争入札発行」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下  
「国債市場特別参加者・第I非  
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の  
方法  
価格競争  
入札発行  
各申込みのうち応募価格の高い  
ものからその応募額を順次割り  
当てる。

十 一 発 行 価 格	十 一 発 行 日	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金	七 イ 払 込 金 額							六 イ 発 行 額																	
				行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	入 札 格 競 争	非 格 競 争	者 第 I	特 参 加	国 債 市 場	入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	入 札 格 競 争	非 格 競 争	者 第 I	特 参 加	国 債 市 場	入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争									
平 成 二 十 一 年 四 月 二 十 日	す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	千 万 円				二 千 五 百 円	四 万 十 四 億 四 千 五 百 九 十 万	一 兆 七 千 八 百 四 億 六 千 六 百 四 十							円	億 円 金 額 で 千 百 四 十 七 億 五 千 万	額 面 金 額 で 一 兆 七 千 八 百 五 十 二								込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	募 限 度 の 範 囲 内 に お い て 各 申 込	各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 応

十六	十五	十四	十三		十二				口		イ	
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額	償還期限	争入札発	非価格競	者第I	特別参加	国債市場	入札発行	価格競争
平成二十一年四月二十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額金額百円につき百円	償還金を支払う。	ただし、償還期が銀行休業日に				十三	額金額百円につき九十九円七	格	十
									三	面金額百円につき九十九円七	十	額金額百円につき九十九円七